

プロジェクト 料金規制会計
項目 本日の検討事項

本日の検討事項

1. 国際会計基準審議会（IASB）は、2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「ED」という。）を公表している（コメント期限は 7 月 30 日）。
2. 料金規制対象活動が特殊性・専門性の高い分野であることや、IASB が提案する会計処理に検討すべき論点が多いと考えられることから、本件に関して詳細に検討を行うために、第 451 回企業会計基準委員会（2021 年 2 月 9 日）において料金規制会計専門委員会の設置を決定し、検討を開始した。
3. 第 1 回料金規制会計専門委員会（2021 年 3 月 26 日開催）及び第 455 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 13 日開催）において、ED の概要をご説明し質疑を行った。
4. ED では、以下の 13 の質問がなされている。

No	質問項目	ED の提案
1	目的及び範囲	● 目的は、規制資産及び負債並びに規制収益及び規制費用が財務諸表に及ぼす影響に関する目的適合性のある情報を提供すること ● すべての規制資産及び規制負債を対象とする ● 規制上の合意の法形式並びに規制機関の存在要否及び属性を特定しない
2	規制資産及び規制負債	● 規制資産及び規制負債を将来の規制料金を増額する権利及び減額する義務と定義する ● 規制資産及び規制負債の定義において合計許容報酬に言及する ● 規制資産及び規制負債は「財務報告に関する概念フレームワーク」の資産及び負債の定義を満たす
3	合計許容報酬	● 合計許容報酬について、構成要素、及びどの期間の財又はサービスの提供に関連するかを規定する
4	認識	● すべての規制資産及び規制負債を認識する ● 存在の不確実性については、規制資産及び規制負債とも、存在する可能性の方が存在しない可能性よりも高いという閾値を設ける

審議事項(2)-1

No	質問項目	ED の提案
5	測定	● 将来キャッシュ・フローを見積って、その現在価値で測定する ● 将来キャッシュ・フローは每期見直し、割引率は原則として当初に決定されたものを使用する
6	割引率	● 原則として、規制料金算定利率を使用する ● 規制資産については、規制料金算定利率が不十分な場合は最低限の利率を使用する
7	関連する現金の授受が行われる時にのみ規制料金に影響を与える項目	● 規制資産又は規制負債は、関連する負債又は資産の測定に合わせて測定する ● 関連する負債又は資産の再測定差額をその他の包括利益に表示する場合は、対応する規制収益又は規制費用もその他の包括利益に表示する
8	財務業績の計算書における表示	● 規制収益から規制費用を控除した金額を、収益の直下に表示する
9	開示	● 全体的開示目的を規定する ● 具体的開示目的及び開示要求項目を規定する
10	発効日及び経過措置	● 発効日は、公表日から 18-24 か月後とする ● 原則として、完全遡及適用する
11	他の IFRS 基準書	● ED の要求事項が、他の IFRS 基準書の要求事項とどのような相互関係があるのかに関するガイダンスを提案する
12	提案により生じる可能性の高い影響	● ED の適用により生じる可能性の高い影響の分析を提示する
13	その他のコメント	● その他のコメント

5. 本日は、質問 1「目的及び範囲」に対して、関連する ED の定めをご説明した上で、ASBJ 事務局の予備的分析をお示しし、ご意見を伺う（審議事項(2)-2）。
6. なお、第 455 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 13 日開催）で聞かれた意見については審議事項(2)-3 に、第 2 回料金規制会計専門委員会（2021 年 4 月 19 日開催）で聞かれた意見については審議事項(2)-4 に記載している。

以 上